

令和7年度防災行政無線同報系操作卓更新工事 公募型プロポーザル審査要領

1 目 的

「令和7年度防災行政無線同報系操作卓更新工事」を実施するにあたり、本事業に最も適した提案者を特定するため、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」に基づく審査について、本要領を定める。

2 審査会の設置

茅野市プロポーザル方式実施要綱第5条に基づき、「令和7年度防災行政無線同報系操作卓更新工事プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

審査会の所掌事項は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第6条による。審査会の、議事は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第7条による。

3 審査会の構成

委員は次に掲げる者とし、会長は総務部長があたる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、防災課長がその職務を代理する。

役 職	職 名
1 会 長	総務部長
2 委 員	防災課長
3 委 員	防災係長
4 委 員	防災専門官
5 委 員	消防課長
6 委 員	消防係長

4 審査方法

(1) 審査対象 提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング

(2) 評価基準 別表のとおり

(3) 採点方法 プレゼンテーション及びヒアリング終了後、速やかに審査会を開催し、各委員が審査基準に基づき採点する。委員の採点結果を集計し、評価項目ごとの平均点を「審査会評価点」とする。

(4) 提案者の特定 「審査会評価点」の合計が 60 点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を最適仕様の提案者として特定する。

得点が同点の際には、委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。